

山形県正社員雇用促進奨励金(移住者支援金) のご案内

～山形県は新型コロナを起因として本県に移住される方を応援します！

移住された方を正社員雇用した事業者様には奨励金を支給します！！～

新型コロナウイルスの影響下において、本県に移住を希望される方の就業先の確保と移住費用を支援します。

○対象となる事業者

以下の要件をすべて満たす事業者

- ①山形県移住支援金対象求人サイトに求人登録している
- ②令和2年11月1日から令和3年1月31日の間に対象となる移住者の雇用を開始し、1か月以上継続して雇用している
- ③雇用者は、令和2年9月11日以降、新型コロナを起因として首都圏等から県内に移住した者 *首都圏等・・・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県
- ④雇用者は、雇入れ日において県内に居住しかつ県内事業所に勤務する者
- ⑤雇用者は、雇用日の前日から過去6か月間に当該事業所で就労していない者
- ⑥雇用者は、当該事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族でない者



○奨励金

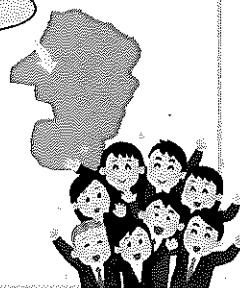
中小企業等 **30万円/人** 大企業 **10万円/人**

○対象となる移住者

以下の要件をすべて満たす者

- ①令和2年9月11日以降、新型コロナを起因として首都圏等から県内に移住した
- ②令和2年11月1日から令和3年1月31日の間に正規雇用されている
- ③雇入れ日において県内に居住しかつ県内事業所に勤務している
- ④1か月以上継続して勤務している
- ⑤雇用日の前日から過去6か月間に当該事業所で就労していない
- ⑥当該事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族でない

移住



○支援金

Uターン者 **20万円**

*Uターン…本県出生者

Iターン者など **30万円**

*Iターン者などは2週間の健康観察中の宿泊代相当分を含む

○申請手続

＜事業者＞ 受付期間：雇入れ日以後1か月を経過する日から令和3年3月1日まで

*「山形県正社員雇用促進奨励金(移住者支援)支給申請書」に必要事項をご記入ください。

＜添付書類＞

- ・雇用契約書の写し
- ・出勤簿及び賃金台帳の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業者控)の写し
- ・誓約書

＜移住者＞ 事業者への提出期限：事業者の指定する日まで

*「山形県移住者支援金支給申請書」に必要事項をご記入ください。

＜添付書類＞

- ・転入先市町村の住民票の写し(前住所が記載されているもの)
- ・振込先(申請者本人の名義)となる預金通帳の写し
- ・誓約書

事業者の方へ

移住者の方から支援金申請に関する書類の提出がありましたら、内容を確認のうえ、奨励金申請書類とともに県に送付してください。

＜お問合せ先・提出先＞

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 雇用対策課 正社員化・働き方改革推進担当

電話023-630-3245 FAX023-630-2376